

# 無人航空機操縦士国家資格講習 受講申込書 兼 受講規約同意書

株式会社岳（以下「当社」という）が実施するドローン国家資格講習の受講にあたり、下記内容を理解し同意の上、申し込みます。

---

## 第1条（受講申込）

受講者は本申込書の提出および受講料の支払いをもって正式申込とします。受講料の入金確認後、講習参加の権利が発生します。

---

## 第2条（受講条件）

受講者は以下の条件を満たす必要があります。

- 事前eラーニングを講習開始前までに修了していること
  - 必要書類を期日までに提出していること
  - 国の定める申請者番号等の取得手続きを完了していること
- 上記条件を満たさない場合、当社は受講を認めないことがあります。
- 

## 第3条（受講日変更）

受講日変更は当社が認めた場合に限り可能とします。

その際は所定の変更手数料を申し受けます。

変更可能期限を過ぎた場合は変更できません。

---

## 第4条（遅刻・欠席）

遅刻・途中退出・欠席により講習が成立しない場合、

受講料の返金はありません。

---

## 第5条（キャンセル）

受講者都合によるキャンセルの場合、以下のキャンセル料が発生します。

- 講習開始14日前以降 受講料の30%
  - 講習開始7日前以降 受講料の50%
  - 講習開始前日以降 受講料の100%
- 

## 第6条（受講料返金）

以下の場合を除き受講料の返金はありません。

- 当社都合による講習中止

・天災等により講習実施が不可能な場合

---

## 補助金申請に関する重要同意事項

---

### 第7条（補助金申請の主体）

補助金の申請は受講者本人または受講者所属企業の責任において行うものとし、当社は申請結果について一切の責任を負いません。

---

### 第8条（補助金不採択等）

以下の事由により補助金が不採択・減額・支給遅延・取消となった場合でも、受講者は当社に対し返金・損害賠償・その他一切の請求を行わないものとします。

1. 申請期限の徒過
  2. 必要書類の不足または不備
  3. eラーニング未修了
  4. 申請者番号未取得
  5. 受講日変更
  6. 遅刻・欠席
  7. 制度要件未達
  8. 行政判断による制度変更または終了
  9. その他受講者側の手続き不履行
- 

### 第9条（補助金制度変更）

補助金制度は行政機関の判断により内容変更または中止される場合があります。その場合でも当社は一切の責任を負いません。

---

### 第10条（免責）

当社は講習の実施に関し、故意または重過失がある場合を除き、受講者に生じた損害について責任を負いません。

---

### 第11条（規約変更）

本規約は法令改正・制度変更・運営上の必要に応じて変更されることがあります。

---

### 第12条（管轄）

本講習に関する紛争については  
当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄とします。

無人航空機操縦士国家資格講習  
受講申込書 兼 受講規約同意書

受講者記入欄

私は、受講規約同意書について確認し受講を申し込みます。

会社名：

氏名：

住所：

電話番号：

年 月 日

署名

⑩

株式会社岳

熊本県天草市有明町上津浦 551

0969-52-0888

代表取締役 荒木圭一